

## 第4部 その他業務運営に関する重要事項

### 第1章 人事に関する計画

#### 【中期計画】

#### 1 方針

- (1) 情報化の推進等による業務の充実、高度化を進めるとともに、職員の能力開発や人材育成の充実により、職員の専門性の一層の向上を図る。
- (2) 周期性を有するという製表業務の特性に対応し、職員の機動的かつ重点的な配置を実現するための人事運用面の体制整備を図る。
- (3) 当該中期目標の期間中に、新たな評価制度を導入し、専門性の高い職員がその能力を活かしていくことに対してインセンティブを与える就業環境を形成する。

#### 2 人員に係る指標

当該中期目標の期間中、業務運営の効率化、定型的業務の外部委託推進などにより計画的な合理化減を行い、人員を抑制する。

(参考1)常勤職員数の状況 期末の常勤職員数を期初の94%以下とする。なお、常勤役員数については3人である。

- (1) 期初の常勤職員数 953人
- (2) 期末の常勤職員数の見込み 894人

(参考2)中期目標期間中の人件費総額見込み 30,296百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

#### 3 専門性の向上、人材育成

- (1) 職員の採用は、人事院の行う国家公務員採用試験合格者からの採用を基本とし、今後、任期付任用、業務に関し高度な専門性を有する者の選考採用について検討する。
- (2) 業務に関し専門性を有するものについて再任用制度を活用する。
- (3) 業務に関する高度な専門知識や技術を持った人材を育成するとともに、職員の能力向上に重点をおいた研修の内容や体系の充実を図り、職員の自己研鑽を推進する。
- (4) 統計局を始めとする関係機関と幅広く人事交流を行い、職員の資質の向上を図る。

## 第1節 人材の確保

### 第1 優秀な職員の確保

毎年度（主に年度当初）、全国の主要都市にある専門学校に出向き、国家公務員試験を受験する専門学校生に対し、統計センターの業務内容や職場の雰囲気などについて業務説明会を行った。

また、若手職員のメッセージ文を掲載した新規採用職員募集用パンフレットを作成することなどにより、優秀な職員の採用に努めた。

### 第2 人事交流の実施

広い視野を持った人材を養成する観点から、毎年度（原則、四半期ごと）、総務省統計局等と人事交流を行い、職員の資質向上を図った。

## 第2節 専門知識を有する職員の採用

### 第1 外部研究者等の採用

業務に関し、高度な専門性を有する者を非常勤職員として採用するため、平成16年度に、非常勤職員の基本給の額を職務の内容等によって定めることができるよう非常勤職員就業規則を改正した。これにより、製表技術に関する研究業務に当たる非常勤職員を採用（平成16年度及び17年度：各1人、18年度及び19年度：各2人）し、研究体制の強化を図った。

また、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に沿って主要な業務・システムの最適化を実現するため、平成17年度からCIO補佐官を1人非常勤職員として採用した。

### 第2 情報処理の専門知識を有する新規職員の採用

新規職員の採用に当たっては、情報処理関係の試験区分（電気・情報）の合格者の積極的な採用に努めた。

### 第3節 評価制度の導入

「目標による管理」の手法による新たな評価制度を導入するため、平成15年4月に「評価に関するプロジェクトチーム」を設置して、制度の体系や実施方法を検討し、15年度及び16年度において一部の職員を対象に試行的に実施した。

これらの検討及び試行実施の結果を踏まえ、平成17年度において「目標による管理」の手法を用いたSTEP制度（Skill, Thinking, Endeavor, Progress）を全組織及び全職員を対象に導入した。

また、導入後は、運用上の注意事項等についてイントラネットを活用した情報提供を適時行うことで同制度の職員への定着が図られた。

### 第4節 人員に係る指標

#### 第1 常勤職員数の削減

業務の効率化により、表のとおり段階的に常勤職員数の削減を図り、期末の常勤職員数を期初の94%以下とする目標を達成した。

表 中期目標期間中の常勤職員削減数及び削減率

平成15年度期初 953人					
	15年度期末	16年度期末	17年度期末	18年度期末	19年度期末
	937人	925人	909人	901人	890人
	16人 ( 1.7%)	12人 ( 1.3%)	16人 ( 1.7%)	8人 ( 0.9%)	11人 ( 1.2%)
計	16人 ( 1.7%)	28人 ( 2.9%)	44人 ( 4.6%)	52人 ( 5.5%)	63人 ( 6.6%)

常勤職員数には、「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職者及び「国家公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第109号）第3条第1項の規定により育児休業をしている者を含む。

#### 第2 再任用職員の採用

専門性を有する統計センターの業務に必要な人材を確保するため、定年退職した職員を再任用短時間勤務職員として5年間で合計52人採用した。採用後は製表部（主に製表グループ）に配置し、上級製表職として製表の専門事項の処理に当たさせた。